

## 武雄鍋島家・神代鍋島家の史料からみる文政後期の佐賀藩

伊 藤 昭 弘

### はじめに

筆者は前稿<sup>①</sup>で、佐賀藩における「文政七年の政変」前後の政治状況について検討した。文政七年（一八二四）、佐賀藩九代藩主鍋島斉直の滞府延長をめぐり斉直と重臣中（おおよそ、表1の人々）が対立し、政変が勃発した。また政変の翌年、斉直の側近<sup>③</sup>である納富十右衛門・有田権之允が切腹させられたが、斉直が長崎警備の辞退を目論んでいたことが、政変後に発覚したためだと考えた。さらに政変で佐賀藩政の主導権を握った重臣中が、文政九年には国元派<sup>④</sup>と江戸派<sup>⑤</sup>に分裂したこと、両派は政争をくり広げ、最終的には江戸派が藩政の実権を握ったことを明らかにした。

政変における重臣中、およびその後の政争における国元派は、いずれも財政支出を抑え、領民の生活など領国の成り立ちを重んじた。一方斉直は官位・家格の上昇を目指し、政争における江戸派は将軍家との関係を重視していた。將軍を頂点とする武家社会での鍋島家・佐賀藩のあり方か、藩の土台である領国の成り立ちのどちらを重視するか、という対立構造だったと前稿では考えた。

しかしながら前稿では、以下の点が課題として残つた。

①文政七年の政変は、鍋島山城ら重臣四人が出府し、斉直側近の排除お

よび斉直の帰国を実現したことにより、重臣中が勝利した。しかし彼らの江戸での行動には触れていないため、彼らの思惑どおりにすんだ理由が不明瞭である。側近失脚・斉直帰国決定までの過程を解明することで、斉直の滞府延長が政変の唯一の理由だとした前稿の見解を、補強できるのではないか。

②文政八年五月二〇日より、斉直の側近だつた納富十右衛門・有田権之允の取り調べが始まった。このとき始まつた理由について前稿では、「斉直が長崎警備を辞め、熊本藩に譲ろうとしている」という情報を、鳥取藩主池田斉稷（斉直室・幸の兄）から江戸詰の鍋島十左衛門が得たためだと考えたが、本稿でより詳しく検討したい。また納富・有田の処罰については、前稿の段階では罪状を記した史料を見いだせず、『鍋島直正公伝』などの先行研究<sup>⑥</sup>から導いた推測に留まつた。これら の課題を明らかにすることで、納富・有田らの専横を強調する先行研究を、改めて再考したい。

③文政九年の政争で江戸派が勝利し、国元派の鍋島山城および鍋島弥平・左衛門が失脚したが、その理由について前稿では、「佐賀藩は盛姫の輿入れを喜んでいないのではないか」という幕府の疑念を解くためと推測した。この点も本稿で補強したい。

前稿では旧藩主鍋島家に伝来した史料を中心に分析し、旧重臣の人々に

表1 佐賀藩重臣中

人名	身分	家名	役職など
鍋島直堯	三家	小城鍋島家	
鍋島直與	三家	蓮池鍋島家	
鍋島学四郎	三家	鹿島鍋島家	この頃幼少、実斉直男
鍋島山城	親類	白石鍋島家	7年12月(カ)～9年10月政雜心遣 8年3月～9年10月御仕与方頭人
鍋島土佐	親類	白石鍋島家	山城男
神代伯耆	親類	神代家	
鍋島讚岐	親類	村田家	6年3月～7年12月政雜心遣
鍋島伊予	親類	村田鍋島家	9年9月～10年8月(カ)相続方
鍋島越後	親類同格	武雄鍋島家	7年閏8月～9年8月当役 9年11月～当役相続方都合心遣
鍋島十左衛門	親類同格	武雄鍋島家	越後男 5年9月～7年8月当役 10年1月～当役・相続方
多久美作	親類同格	多久家	9年3月～6月当役差次 ～11月当役差次 9年11月～当役
諫早豊前	親類同格	諫早家	6年～(?)当役差次 9年6月～当役差次
鍋島主水	親類同格	横岳鍋島家	9年12月～仕組所頭人
鍋島但馬	親類同格	横岳鍋島家	主水男 6年9月～9年4月相続方 9年12月～相続方
鍋島安房	親類同格	須古鍋島家	この頃幼少、実斉直男
鍋島弥平左衛門	家老	神代鍋島家	6年9月～9年8月相続方 (?)～8年9月当役差次 8年9月～9年9月当役差次 9年9月～10月当役
鍋島大隅	家老	倉町鍋島家	～5年9月当役
鍋島雅楽	家老	倉町鍋島家	大隅男 9年12月～江戸屋敷頭人
鍋島石見	家老	伊万里鍋島家	～7年9月年寄
鍋島監物	家老	太田鍋島家	8年11月～(?)江戸屋敷頭人
鍋島縫殿助	家老	坊所鍋島家	
鍋嶋孫六郎	家老	深堀鍋島家	8年2月～(?)相続方差次 8年9月当役差次

註：「日記書抜」(鍋島家文庫)および「御日記草書」より作成。横岳鍋島家は文政3年10月に親類同格を(「御親類より中老迄代々覚書」鍋島家文庫141-14)、伊万里鍋島家は文政7年に加判家老を拝命(「葉隱聞書考補」佐賀県立図書館編集発行『佐賀県近世史料』8-1、2005年)。(?)は就任・退任時期がはっきりしないことを意味する。

伝來した史料を十分用いることができなかつた。そのため前稿発表後、旧重臣家伝来史料、特に武雄鍋島家<sup>(8)</sup>と神代鍋島家伝来<sup>(9)</sup>の史料について、重点的に調査・分析をすすめた。武雄鍋島家は鍋島越後・十左衛門父子、神代鍋島家は鍋島弥平左衛門と、文政七年の政変から九年の政争における主要人物を出した家である。武雄市歴史資料館所蔵武雄鍋島家文書には、同家の佐賀屋敷の記録である「御日記草書」が伝存している。この史料には、同家当主の行動が詳しく記録されている。例えば文政六年七月一七日の記

事<sup>(10)</sup>には  
一八時過大木主計殿讚岐様・豊前様より御懸合之儀有之參上、於外御書院暫時御面談被遊之<sup>奥姫君様御入</sup>と、鍋島讚岐・諫早豊前から「御懸合之儀」を託された大木主計が武雄鍋島家の佐賀屋敷を訪れ、鍋島越後と面談したことが記されている。「御日記草書」の特筆すべき点は、割書により面談内容が記されている点である。佐賀藩の重臣家で作成された日記類は数多く、佐賀藩の令達や各知行

地の様子などについての記載は、「御日記草書」は他家の日記類より少ない。しかし当主が藩主・重臣・役人らと話し合った内容が頻繁に記されているのは、管見の限り「御日記草書」のみである。そのため「御日記草書」により、鍋島越後・十左衛門が誰と会い、どのような話をしたのか、克明に復元可能である。前掲の課題のうち、②、③の解明につながった。

神代鍋島家の史料は、おおよそ大部分は佐賀県立佐賀城本丸歴史館が所蔵し、同家の日記が、長崎歴史文化博物館の所蔵となっている。まず本丸歴史館所蔵史料には、文政七年に弥平左衛門が鍋島山城らと出府したさいの記録<sup>(1)</sup>、および山城・弥平左衛門が隠居を命じられたさいの通達が伝存している。出府の記録は課題①を、隠居通達は③を解明する手がかりとなつた。

一方長崎歴史文化博物館所蔵史料では、知行地である島原半島神代で作成された日記に、納富十右衛門らの罪状が記されており、課題②が解明でききた。管見の限り納富らの罪状を記した唯一の史料であり、なぜ神代鍋島家の在神代役人らは、これを記録したのかよく分からぬ(同家の佐賀屋敷で作成された日記もあるが、こちらには記されていない)<sup>(13)</sup>。神代作成の日記には、ほかにも佐賀城下の様子や、当主が置かれている政治的状況まで記されている。当該期の記録担当者の個人的な特性だったのか、神代作成日記全体の特徴だったのかまでは今のところ判断できない。

以上本稿では、武雄鍋島家・神代鍋島家の史料を用いて前稿の課題を克服し、文政七年の政変および九年の政争の実態を、より明らかにしたい。

## 一 政変の推移

文政七年三月五日、当役(筆頭家老)鍋島十左衛門は、相続方(財政担当)鍋島弥平左衛門へ書状を送り、江戸より斉直滞府延長の報が届いた旨を知らせた。<sup>(15)</sup> 同八日朝、武雄鍋島家の屋敷に鍋島山城、鍋島讚岐、鍋島伊予、諫早豊前、鍋島主水・但馬父子、鍋島弥平左衛門、鍋島大隅が集まり、およそ半時ほどの「御吟味」のすえ、讃岐の出府を決定した。

同年の神代鍋島家の記録には、斉直の滞府延長について「雲行悪敷」や「空恐敷」などと記され、当主弥平左衛門の「辛苦」を案じている。また四月九日の記事によれば、佐賀城下では斉直の滞府延長により「騒動」が起

こり、「金銀之融通ハ逼塞」という事態に陥つたという。財政難が深刻化し、そのしわ寄せが領民に押しつけられるとの不安が広がつたのだろう。斉直の滞府延長は、領民たちにも混乱を引き起こしていた。

讃岐はもともと同二七日に佐賀を発つ予定だつたが、「御入輿」にかかる重臣中の「御談決」が定まらなかつたため延期された。<sup>(17)</sup> 同二八日、重臣中が書名・押印した「ヶ条書」が作成され、出府する讃岐が斉直へ提出することになつた。<sup>(18)</sup> その内容は「御内外(藩の「内」は藩主の側、「外」は藩政を指す)御取締」に関するもので、斉直の滞府延長を批判する内容であることは間違ひないだろう。

讃岐は四月朔日に佐賀を発ち、さらに同五日には、「銀調不相整」のため大隅も出府することに決し、同一日出立した。当役や相続方を歴任し、大坂で銀主との交渉にあつたこともある大隅から、斉直へ財政状況を説明させようとしたのだろう。

国元の重臣中は、讃岐・大隅からの吉報を待ち望んでいたが、八月五日、十左衛門へ「御入輿」のため出府するようとの斉直の命が届いた。斉直は帰国するどころか、当役という藩政の最高責任者をつとめていた十左衛門を江戸へ呼び寄せ（当役は、父の越後と交代するよう指示された）、ともに「御入輿」の準備にあたろうと考えたのである。その後重臣中は山城・十左衛門・但馬・弥平左衛門の出府を決定し、政変が始まった。

江戸に到着した四人は、九月一二日、江戸にいた讃岐や鍋島石見・有田権之允ら、および四人に同行した洪助右衛門らと話し合つた。<sup>(21)</sup> 続いて同二一日、四人は斉直と対面した。斉直は滞府延長の理由、四人は国元重臣中の意向を説明した。

同二八日、石見より四人および讃岐にたいし、老中水野忠成へ斉直帰国にかんする「御伺書」を提出したこと、それに対し水野より、「御入輿」の準備を理由に滞府を願い出た以上、せめて本年一二月までは江戸に留まるべきとの回答が来た旨、説明された。斉直の早急な帰国を望む四人にとつて、納得できる回答ではなかつた。

翌二九日、四人は在府中の蓮池鍋島家・直輿を、佐賀藩上屋敷へ招いた。上屋敷を訪れた直輿にたいし、四人は国元重臣中の意向を説明し、さらに斉直の滞府により領民が苦しんでいること、長崎警備を小城鍋島家に任せたため、「天下指頭之嘲」を受けていることを訴えた。そしてその原因は、「専年寄中輕易之心得方」によるものだと主張し、直輿も受け入れた。

直輿と四人はたちに石見・有田権之允を呼び出し、詰問した。ふたりは「自分たちは斉直を諫めた」と反論したが、直輿らはふたりの主張の矛盾などを厳しく問い合わせたようだ。その後直輿は斉直と対面し、石見・有田の罷免を求めた。斉直は渋つたが、直輿が押し切つた。もう一人の斉直

側近である納富十右衛門はこのとき国元にあり、一月三日、年寄罷免の知らせが江戸より佐賀に届いた。<sup>(22)</sup> 納富解任の報は、石見・有田解任の知らせと同便（江戸を一〇月三日に発つた「飛脚」）で佐賀へ届いており、三人の解任は同時に決まつたようだ。

一〇月二日、石見・有田は帰国の途についた。山城ら四人は、同九日、一〇日と連日斉直と対面し、早急な帰国を求めた。しかし斉直が了承しなかつたため、一四日に山城と但馬が斉直室・幸と面会し、斉直の帰国について話した。幸は兄である鳥取藩主池田斉稷に相談し、斉稷は一五日、佐賀藩上屋敷を訪れることとなつた。その後弥平左衛門と但馬が斉直と対面し、斉直の帰国について、幕府への周旋を斉稷へ依頼することに決した。そして佐賀藩上屋敷を訪れた斉稷に対し、十左衛門と但馬がこの旨を願い出、斉稷の了承を得たようだ。

先行研究では、有田ら斉直側近たちと国元重臣中の対立が強調されてきた。<sup>(23)</sup> 山城ら重臣中が直輿を担ぎ出し、石見・有田の罷免を求めたことは、先行研究に説得力を与えるかもしれない。しかし管見の限り、九月二九日に山城ら四人が直輿に示した「専年寄中輕易之心得方」が、斉直側近に対し重臣中が発した初めての批判である。ふたりの解任後、四人は斉直の合意がなくとも強引に事をすすめ、斉稷への依頼にまでこぎ着けた。重臣中と斉直側近が政変以前から対立していたのではなく、政変の直前、斉直の帰国をめぐる意見の相違により、初めて両者が対立したと考えたい。

## 二 斎直側近らの処分

年寄の職を解かれた納富十右衛門と有田権之允は、文政七年末より鍋島

山城と諫早豊前の屋敷に預けられ、取り調べは翌文政八年五月二〇日から始まつた。<sup>(25)</sup> 解職から半年以上経つてからの取り調べ開始は、齊直・納富・有田が長崎警備の辞退（熊本藩への譲渡）を目論んでいたことを、鍋島十左衛門が池田齊稷より聞いたためだと、前稿では推測した。

取り調べが始まる直前の五月一四日、越後のもとへ江戸の十左衛門から書状が届いた。<sup>(26)</sup> その内容について記された部分は残念ながら破損がひどいものの、「因州様」（池田齊稷）の三文字を見いだせる。四日後の一八日、越後は山城を屋敷に招き、十左衛門より知らされた「江戸表極密」のことについて話し合つた。翌一九日、請役所附役嘉村源左衛門と米倉兵太夫が、納富・有田の取り調べについて越後へ「申上」<sup>(27)</sup> げるため、武雄鍋島家の屋敷を訪れている。そして翌二〇日より、取り調べが始まつた。

「因州様」・「江戸表極密」のことが記された十左衛門の書状は、四月二十五日付で出されていた。齊稷と十左衛門が長崎警備の件を詳しく話したのは、その前日である二四日だつた。<sup>(28)</sup> 十左衛門は国元の越後（ひいては重臣中）へ斎稷の話を急ぎ知らせるため、書状を認めたと考えられよう。

また諫早家には、有田權之允を預かつたさいの記録が残つている。<sup>(29)</sup> 同家は有田權之允の「御預」が命じられた文政七年一二月二九日、有田の待遇について請役所に七ヶ条の質問書を提出し、回答を得ていた。そのなかで、有田に「若党」ひとり（有田家より派遣）を付けることとされていてが、翌八年五月一八日、「相省」くよう請役所より諫早家へ命じられた。その後と山城が十左衛門の書状について話し合つた同じ日に、有田の待遇を引き下げたのである。以上のような十左衛門の書状到着からの推移は、前稿での推測を裏付けるだろう。

取り調べの結果、石見は牢人、納富・有田には切腹が命じられた。ここ

では罪状にかかる史料を紹介したい。<sup>(30)</sup>

まず鍋島石見の罪状は、次のとおり。

其方儀御年寄役被仰付、去秋々江戸御供致候様、（1）去春御滞府御願ニ付ては御番方御規則を迦、御家格相違之取計いたし、或は（2）御番方ニ付不容易儀承付候はは、至て大切之御事柄屹度重職中えも掛合越、其取計有之候はて不叶之處、其砌病氣之由ニテ等閑ニいたし置候処々、當時甚御深案之儀ニ成立、又ハ（3）御滞府中廉々不行届次第有之、御政事之筋相立兼、既ニ御國家御傾覆之場ニ相臨、加之段々之事跡ニテ、如形御内決之儀被仰出候通成行、誠以不及是非儀ニ候、一体職分柄と申重御役相勤候付てはハ、一統御徳義奉称候通覺悟無之て不相叶候処、本意致失却御補佐不行届候処々、前断之通彼方之次第公辺相聞、他邦之批判をも相立、言語道断不届至極之儀ニ候、依之御家老職被召上牢人被仰付候也

傍線部（1）は、齊直の滞府延長により、本来佐賀藩主がつとめるべき長崎警備を、小城鍋島家・直堯に任せたことを指している。傍線部（2）も「御番方」に言及しているが、具体的な内容は「不容易儀」としか記されていない。長崎警備について、傍線部（1）以外で残る問題とは、長崎警備辞退のことしか考えられない。この件について、石見は重臣中へ報告すべきところ病氣のために怠り、大問題に発展したとしている。さらに傍線部（3）の「不行届」の実態は不明だが、「御政事之筋相立兼」や「御国家御傾覆」といった文言で厳しく非難し、「御内決」＝齊直の「退隱」に至つてしまつたとしている。これらることは、側近として齊直を正しく補佐しなかつたためだと断じ、家老職の召し上げ・牢人处分となつた。

次に、納富十右衛門の罪状をあげる。

其方儀御年寄役被仰付置候処、（4）長崎御番方之儀ニ付御含之儀、又

ハ承付候儀有之候はは、二百年來武門之御家役大切至極之御勤向ニ付ては、正実之旨を以重て御取効無之様取計之道可有之候処、一課形能不実之取計致候処も、當時至て不容易振合成立、或ハ（5）御滯府御願之儀御番方御規則を迦、御家格相違之取計致のミならず、甚虚妄之沙汰等とも致信用、（6）其外段々不行届次第有之、既ニ御国家傾覆之場ニ相臨、如形御内決被仰出候通成行、御家之御瑕瑾・公辺之聞・他邦之批判不及是非儀ニ付、惣て重キ役柄としてハ万一御賢慮違等被為在候共、身命之限御補佐申上、御徳義一統奉感称候通之覺悟無之て不相叶處、本意致失却候儀ハ不及沙汰、前断彼是之次第言語同断不届至極之儀ニ候、依之切腹被仰付候也

傍線部（4）、（5）とも長崎警備に触れている。（4）の「御含」は、長崎警備を辞退したいという斎直の意思であろう。しかし長崎警備は佐賀藩にとつて大事な「御家役」であり、斎直が長崎警備辞退のための「御取効」をしないよう「正実」に取り組むべきだつたが、「不実之取計」のため大事に至つてしまつたとしている。（5）の前半は傍線部（1）と同じだが、後半の「虚妄之沙汰とも致信用」は、やはり長崎警備辞退のことだと考えたい。（6）は、石見の罪状の（3）のことだろう。特に（4）の長崎警備辞退については、石見の罪状と比べると、かなり強い表現で非難している。また石見の罪状には病氣への言及があつたが、納富についてはそうした情状酌量につながる文言はない。長崎警備の辞退についてひそかに運動していたのは、池田斉稷によれば納富と有田だつた。<sup>(31)</sup> ふたりはこの件の「主犯」として位置づけられ、さらに石見は病氣を考慮し、処分の軽重につながつたのだろう。

最後に、有田の罪状である。

其方儀御年寄役・御側頭御目附兼帶被仰付置候処、（7）御番方之儀ニ付御含之儀有之、又ハ其儀十右衛門々同様之筋承候ハ、、式百年來武門之御家役大切至極之儀ニ付ては、以来不相動通真実之取計候はて不相叶候処、一課形能取扱置候候処も、當時甚不容易次第成立居、（8）或去春御滯府御願御番方御規則を迦、御家格相違之取計致のミならず、甚不詰之沙汰等信用致、（9）其外廉々不行届次第有之、既ニ御國家傾覆之場ニ相臨、如形御内決被仰出候通成立、誠以不容易儀ニ候、惣てハ重役柄と申至て御懇ニ被召使、段々御重恩之末ニ付テハ、御仁恵一統奉稱候通御補佐申上候儀勿論ニ候、万一御賢慮違等之儀は身分ニ引請、身命之限御徳義不相欠通之覺悟無之て不相叶処、右之本意を令失却候儀は不及沙汰、（10）御究之最初々未練至極之申口ニ付てハ、格合をも被相替可被相糺之処、弥ヶ上御外響ニ付御猶予有之候得は御不審之廉々不分明、彼是誠以言語道断不届至極之儀ニ候、依之切腹被仰付候也

納富の罪状と比較すると、（4）と（7）、（5）と（8）、（6）と（9）が対応し、ほぼ同内容である。異なるのは（10）で、まず「御究之最初々未練至極之申口」との文言がある。『鍋島直正公伝』に「有田は、猶死を惜しみて醜態を極め、因て諸人の指弾を受けたり」という記述があるが、この文言にもとづいた可能性がある。続く「格合」以下の文は解釈が難しいが、有田の家格である「着座」より下の家格の扱いで取り調べたうえで、外聞を考えて厳しく処断する、ということだろうか。

また前稿では触れなかつたが、秀島平馬と坂井弥兵衛も、このときそれぞれ隠居牢人・閉門処分を受けている。秀島は江戸屋敷頭人および見聞役

としてのつとめを果たさず、斉直や側近たちの動きを抑えなかつたことなどが罪に問われた。彼は石見・有田の後任として年寄に就いており、もともと有田らに与していたわけではなかつた。先行研究<sup>34</sup>で示されるような、有田権之允一派対重臣中の派閥抗争は存在しなかつたことの証左となる。

また坂井弥兵衛は、「去丑年」に長崎警備にかんして納富十右衛門らと出府したさいのことを、罪に問われている。文政七年の夏頃、佐賀藩江戸留守居横尾勘兵衛は、面会した福岡藩留守居より、斉直が長崎警備を嫌つているという風聞を聞かされた。<sup>35</sup>その後横尾がこの件を元同役の辻一平に問うたところ、以前納富・有田・坂井が斉直の命をうけて出府し、長崎警備の負担が軽くなるよう目論んでいたと、辻は話したという。

坂井の罪状にある「去丑年」は、文化一四年にあたる。罪状と辻の話を勘案すると、斉直は政変のはるか以前から、長崎警備の忌避を目論んでいたことになる。この点は政変にかぎらず、化政期の佐賀藩政を考えるうえで重要なポイントだろう。斉直が長崎警備を避けるのは、滞府期間を長くして官位昇進運動をすすめるためと考えられ、文政二年の直正と盛姫の婚約も、その一環とみられる（前稿で指摘したように、佐賀藩から求めた縁組である）。

### 三 文政九年の政争

文政九年四月に江戸より帰国した鍋島十左衛門・但馬の兩人は、江戸での「取計」を理由に謹慎処分となつた。藩政の中核にあつた鍋島山城・弥平左衛門が、十左衛門・但馬をはじめとする御入輿にあたつた江戸詰の

面々にたいし、費用面などで不満を抱いたためである。さらに十左衛門の父・越後は、山城・弥平左衛門から洪助右衛門の件（御入輿方相談役を解かれ、帰国していた）で「御相談」や「御達合」を受けていた。<sup>37</sup>藩政は山城・弥平左衛門が主導権を握り、御入輿の関係者を処分する方向にすすんでいた。

同年六月二八日、十左衛門・但馬の謹慎は御入輿の成功の「御祝」として解かれ、翌二九日、斉直より兩人に酒・料理が下されることになつたが、兩人はこれを固辞した。表向きは体調不良が理由だったが、兩人は謹慎处分自体に不満を抱いており、祝儀を理由に処分を解かれる（謹慎自体は正当化されることになる）ことを良しとしなかつたようだ。

同年七月一二日、但馬の父・主水が越後のものを訪れ、十左衛門・但馬の謹慎解除について、小城鍋島家の直堯より「御懸合」があつたことを知らせた。<sup>38</sup>翌一三日、越後は江戸から帰国したばかりの石井左近を屋敷に呼び、十左衛門も同席して江戸の様子を聞いたようだ。そして同一六日、越後は山城・弥平左衛門への意見書（御入輿の成功に貢献した江戸屋敷詰の役人たちを、山城・弥平左衛門が佐賀に召還していることに対し、盛姫周辺・幕閣が疑念を抱いているという内容）提出に至つた。意見書を読んだ山城は、ただちに「六ヶ敷」態度で斉直に面会し、この意見書を差し上げた。山城は、とても憤つていたという。

意見書提出の翌日、当役差次諫早豊前・多久美作が越後のものを訪れ、山城の様子を知らせている。兩人は同二二日も越後と面会し、山城・弥平左衛門兩人がみずから謹慎して出勤を控えているため、意見書はひとまず「御預り」としたい、と提案した。「御預り」とは意見書の事実上の撤回を意味し、越後はこれを拒否した。豊前らは、山城・弥平左衛門を政務に復

帰させなければ藩政が停滞すると考えたようで、その後もたびたび越後のものを訪れている。

同年八月二日、請役所は越後へ意見書を差し返した。さらに同八日、意見書の件は越後と山城・弥平左衛門との「相対」の問題であり、藩として「表向」には取り扱わないと決した。そして同一日、山城・弥平左衛門は政務に復帰した。<sup>10</sup> 同一五日弥平左衛門は、九月より越後に代わり当役に就くことになった。<sup>11</sup>

一方で越後の意見書提出を扇動したとして、嘉村源左衛門と成松万兵衛が隠居牢人、深堀門左衛門が役職解任・謹慎処分となつた。「御日記草書」をみるかぎり、意見書提出はあくまで越後の強い意志にとづくが、彼自身に処分はなかつた。

こうして政雜心遣・山城と当役・弥平左衛門が、藩政の中核に座することになり、当役としてふたりとともに藩政を主導していた越後は要職から外れた。財政を司る相続方には鍋島伊予が就いたが、ここまで彼は要職経験がなく（相続方に「親類」格の家が就くこと自体、めつたになかった）、「相続方申談」を命じられた弥平左衛門が、相続方の政務も主導したと考えられる。

こうして佐賀藩政を掌握した山城・弥平左衛門だが、すぐに失脚してしまう。その理由について、先行研究では藩札発行との関係が論じられている。ここでは『鍋島直正公伝』の記述を、詳しくみておきたい。

同書第一編第五巻「財政困難と盛姫君入輿」第一四章「盛姫君の入輿」に、「赤札発行の騒ぎ」なる項がある。藏方頭人鍋島源右衛門の部下である中牟田三左衛門は、財務関係の業務に秀でていた。彼はその能力を買われ、山城が催していた「秘密の会合」にも出席していた。

文政九年秋、佐賀藩は新たな藩札（赤みがかつた紙で製されていたため、「赤札」とも呼ばれた）を発行したが、実は中牟田の独断によるもので、「赤札」は瞬く間に信用を失い、大きな混乱を引き起こした。この責を負つて山城と弥平左衛門は謹慎し、翌年隠居を命じられた。鍋島源右衛門と中牟田は評定所で取り調べを受けることになつたが、源右衛門は病死、中牟田は自殺した。筆者は前稿で、山城・弥平左衛門の失脚と藩札は無関係だと主張したが、確証を示すことはできなかつた。ここではこの点、詳しく検証したい。

まず鍋島源右衛門は文政九年六月、もともと就いていた請役相談役・長崎仕組方（兼役）に加え、相続方の兼帶を命じられたが、蔵方頭人については確認できない。また源右衛門は、同年一〇月二七日多久美作のもとに「御預」とされ、取り調べを受けることになつたが、藩札とのかかわりは一切みあたらない（罪状については後述）。中牟田は、銀方の同役土山清兵衛とともに「勤方不宜由」が問題となり、後の取り調べに至つている（翌年、土山は隠居牢人処分）。史料をみるかぎり、源右衛門と中牟田の取り調べには、関連がみうけられない。また中牟田・土山の「勤方不宜由」について詳述した史料も、今のところ確認できない。

それでは山城・弥平左衛門の謹慎→隠居は、いかなる理由によるものなのか。越後による意見書提出騒動からおよそ一ヶ月後の文政九年九月一九日、但馬が「御忍」で越後のものを訪れ、「密談」している。<sup>12</sup> さらに同二四日には主水が越後と対面し（十左衛門も同席）、「御政雜御委任」の「乱」について話し合つた。一〇月七日には、越後・主水のほか鍋島雅楽（大隅の嫡子）も加わり、やはり「御委任乱」について話している。

その後も越後・主水・雅楽の三人はこの件について話し合いを重ね、一

○月二三日には、当役差次多久美作が加わった。また長崎警備のため長崎と深堀に詰めていた諫早豊前と鍋島孫六郎へ使者を送り、同心を求めた。そして翌二四日、山城・弥平左衛門以外の重臣中（長崎・深堀詰の豊前・孫六郎、謹慎中の十左衛門・但馬、「幼年」の村田伊平太・鍋島安房（須古鍋島）を除く）は「親類」神代伯耆の屋敷に集まり、山城・弥平左衛門へ質問書（「御問合之御書附」）を出すことに決した。

翌二五日、山城・弥平左衛門のもとへ質問書が届けられたほか、管見の限り初めて鍋島源右衛門の「御預」が、越後らによつて検討された。二六日には美作が小城へ出向き、源右衛門の件を直堯に相談している。さらに越後らは、源右衛門「御預」を直ちに認めさせようとしたが、「御不例」を理由に面会できなかつた。それでも越後らは源右衛門「御預」を実行に移そうとしたが、山城に差し止められた。このとき山城は目附中や請役所相談人を集め、源右衛門が「御預」になる理由を聞いたものの、明確な答えを得られなかつた。

二六日夜、武雄鍋島家の屋敷を美作・雅楽および鍋島縫殿助（坊所鍋島家）・寛吉郎（深堀鍋島家嫡子）が訪れ、翌朝まで滞在した。二七日は朝から伯耆・伊予・主水らも、同所にて越後と面会している。同日深夜、越後・美作・寛吉郎・縫殿助は佐賀城西ノ丸に出向いた。このとき西ノ丸には直堯が来ており、鍋島源右衛門の件を話し合つた。

二六日夜、武雄鍋島家の屋敷を美作・雅楽および鍋島縫殿助（坊所鍋島家）・寛吉郎（深堀鍋島家嫡子）が訪れ、翌朝まで滞在した。二七日は朝から伯耆・伊予・主水らも、同所にて越後と面会している。同日深夜、越後・美作・寛吉郎・縫殿助は佐賀城西ノ丸に出向いた。このとき西ノ丸には直堯が来ており、鍋島源右衛門の件を話し合つた。

この日、山城・弥平左衛門も会合し、対応を検討している。<sup>53</sup> ふたりは登城し、鍋島源右衛門の件について、請役所の役人などから情報を集めていたようだ。しかし充分な情報を得られず、ふたりは「御當役之場の御問合」との対応をとつた。このとき弥平左衛門は当役の座にあつたので、「当役として（誰かに）問い合わせた」ということだろうか。しかし相手方（詳

細は不明）より、山城・弥平左衛門と源右衛門との関係が近いことを理由に拒否された。<sup>54</sup> 源右衛門家の初代助右衛門茂治は、神代鍋島家の祖・信房の次男である。<sup>55</sup> また史料では確認できなかつたが、源右衛門家は白石鍋島家（山城）の「元御家来筋」だったという。<sup>56</sup>

山城・弥平左衛門は、直堯および重臣中が西ノ丸に集まつていたことを察知しており、情報が得られないなか、源右衛門の「御預」がすんでいくことに、自分たちの不利を感じ取つたようだ。「安閑」とはしていられないと判断し、一月朔日、ふたりは役職の辞任および謹慎願いを当役差次多久美作へ提出した。<sup>57</sup>

このように、越後らの反攻開始から山城・弥平左衛門の失脚までの過程を整理すると、越後らの主張は「御委任乱」に始まり、鍋島源右衛門の「御預」に移つた。そして源右衛門のことが山城・弥平左衛門にとって致命的だつたようで、職を辞することになつたことがわかる。

では源右衛門は、いかなる理由で「御預」とされたのだろうか。

其方儀最前御相続方頭人々請役之儀も申談候様、其後去秋人々請役被仰付置、當時御委任中之儀も候得は、御政事之上ニおゆて諸般猶又念を入、重立候儀ハ三家始重職中打合、厚評議可有之處差て無其儀、（11）殊ニ去年七月当役越後々存寄之次第書取を以相談候処、可否之返答も無之出仕差控、數日役場を差明、（12）又は鍋嶋監物より差越候書状事柄之儀、連名之向々は勿論越後ニも差隱、江戸表之振合相探候様役々え含越候儀、畢竟疑念乞事起深密之取計有之、殊ニ（13）洪助右衛門始米倉権兵衛・成松万兵衛其外身分之儀、専鍋嶋源右衛門我意偏執を差含、有間敷義取扱罷在、就中（14）大目附多々良喜右衛門々万兵衛其外身分聞合書差出候ニ付、取調子之儀被仰出候処無其儀、不直之間

合書を以御手当遂吟味、無実之罪ニ陥候通相成、旁不容易次第候、其外先般重職中々再往及問合候得共、廉々差啓候返答無之、惣て前断御仕成之旨も有之候得は、御政事之筋弥以大切之事候処、（15）我意偏執を差含候源右衛門ニ限相談之相手ニいたし、疑念荒打之取計而已有之候処、御政道之瑕瑾御徳儀ニも相懸候通成立、重役場罷在御補佐は勿論役下之指揮不行届、彼是不及是非儀候、依之隠居被仰付之旨被仰出候也。<sup>⑤8</sup>

これは文政一〇年三月、弥平左衛門への隠居命令である。このとき山城も、ほぼ同内容の罪状で隠居を命じられた。<sup>⑤9</sup> 傍線部（13）によれば、洪助右衛門・米倉権兵衛・成松万兵衛らの「身分」について、鍋島源右衛門の「我意偏執」にもとづいた行動があつたという。洪と米倉は江戸で御入輿に尽力したもの、国元に召還されていた。成松は越後が山城・弥平左衛門へ意見書を提出したさい、その首謀者として嘉村源左衛門とともに处分された。山城・弥平左衛門による江戸役人や越後周辺の人物達の処分に、源右衛門が深く関与していたようだ。

また傍線部（15）から、山城・弥平左衛門が源右衛門を重用していたこ

とがわかる。源右衛門の処分が肅々と実行されていく様子をみて、山城・弥平左衛門は他の重臣中の離反を実感し、藩政遂行は難しいと判断のうえ、役職辞任・謹慎を選択したのだろう。

山城・弥平左衛門の罪状を、さらに詳しくみておきたい。傍線部（11）は、越後の意見書に対し、反論などしないままに出勤を控えたことをあげている。（12）は鍋島監物（江戸屋敷頭人）より「連名」にあてた書状をふたりが握り潰し、江戸の状況（江戸役人が国元に召還されたことに対する盛姫周辺の疑惑のことだろう）を探つていたとしている。<sup>⑥0</sup>

傍線部（14）の多々良喜右衛門は、越後の意見書提出について、嘉村源左衛門・成松万兵衛が越後を唆したとの調査結果を、山城・弥平左衛門へ提出した人物である。<sup>⑥1</sup> 多々良の不十分な調査結果をもとに、成松らに無実の罪を着せたとしている。山城と弥平左衛門が失脚する直前、越後と主水は斉直と面会し、「山城様・弥平左衛門様・多々良喜右衛門殿仰出振」について「御相談」している。<sup>⑥2</sup> 多々良は山城・弥平左衛門派とみられていましたようだ。

以上、山城・弥平左衛門の罪状は、すべてが国元派（山城・弥平左衛門）対江戸派（越後、十左衛門、但馬ら）という対立構造のなかで起きたことばかりであり、藩札発行は全く無関係である。特に越後の意見書への対応、すなわち盛姫周辺については将軍家・幕府が「佐賀藩は盛姫の輿入れを喜んでいないのではないか」という疑念を抱いていることに、山城・弥平左衛門が向かい合おうとした点を、江戸派に結集した重臣中は重視したと考えられよう。

### おわりに

まず「はじめに」で掲げた課題について、本稿で得た結論を記しておきたい。

①重臣中が斉直側近の排除に成功し、斉直の帰国を実現した過程においては、蓮池鍋島家の鍋島直與、および鳥取藩主池田斉稷の存在が大きかった。直與は側近の排除を斉直に認めさせ、斉直帰国へのきっかけを作った。ただ斉直は、なかなか帰国に同意しなかつたが、重臣中が幸姫を介して池田斉稷を引き入れると、すぐに帰国を認めた。斉直と

直與・齊稷の個人的な関係（齊直はふたりに頭が上がらなかつた、など）によるものか、直與・齊稷が幕府要路や諸大名と綿密なネットワークを有し、それを背景に齊直を納得させたのか。本稿では、重臣

中が直與・齊稷を味方にしたことを①の答えとし、齊直・直與・齊稷の関係については、今後の課題としたい。

②納富・有田の取り調べが始まつたきっかけは、やはり江戸の十左衛門

が長崎警備辞退の件を佐賀の越後に伝えたことだつた。さらに納富・有田のほか、鍋島石見らの罪状をみても、重臣中が最も重視したのは長崎警備辞退の件であり、齊直の命をうけ実際に運動していた納富・有田が最も重い刑とされた。先行研究が示すような齊直側近の専横は罪状には見いだせず、側近として齊直を諫止できなかつたことが、彼らの罪だつた。

③山城・弥平左衛門の失脚は、ふたりの盛姫周辺への対応に危機感を抱いた越後の意見書提出が契機となり、いつたんは山城・弥平左衛門が

勝利するが、その後越後ら江戸派は重臣中のほとんどを自派に引き入れ、ふたりを追い落とした。重臣中は盛姫→將軍・幕府との関係悪化を恐れて結束し、ふたりを排除して関係改善を目指した。

また本稿では、少なくとも文化一四年頃から、齊直は長崎警備辞退を構想していたことを明らかにした。さらに文政九年の政争は、齊直は主役ではないが、御入輿後の盛姫への対応が焦点だつた。そうすると、文政期の佐賀藩政は、一貫して齊直の家格上昇意識にもどづく行動によつて生じた諸問題に、振り回されたことになる。文政期、特に文政七年の政変→同九年の政争と続いた文政後期の佐賀藩政は、当時の大名たちが抱いた家格上升意識と、藩政や藩の成り立ちとの関係を考えるうえで、重要な事例とい

えよう<sup>(3)</sup>。

### 〔註〕

(1) 伊藤昭弘「佐賀藩「文政七年の政変」前後の政治状況」（『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』一七、二〇一二年）。

(2) 緋子貞丸（直正）と婚約中だつた将軍家齊女盛姫の嫁入りである「御入輿」の準備に取り組むため、という名目だつた。

(3) 佐賀藩の政治機構は、いわゆる藩政を担当する「外向」と、藩主の側回りや鍋島家の家政に携わる「側」とに分かれていた。「外向」は当役（筆頭家老）、「側」は年寄を中心と運営された。

(4) 文政八年秋の「御入輿」成功後、この費用やのちの盛姫関係の支出に疑問を抱き、江戸藩邸の関係者を次々と佐賀へ召還した。

(5) 国元派の動きが盛姫周辺や幕府に疑惑（佐賀藩は盛姫の嫁入りを喜んでいないのではないか？）を生じさせたことに危機感を覚え、国元派の動きを制しようとした。

(6) 久米邦武編述、中野礼四郎校補『鍋島直正公伝』第一編（侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年、のち財団法人西日本文化協会より一九七三年に復刻）。高野信治「財政危機の進行」（藤野保編『統佐賀藩の総合研究』第四章第四節、吉川弘文館、一九八七年、のち高野「藩国と藩輔の構図」、名著出版、二〇〇一年に収録）。

(7) 公益財団法人鍋島報效会所蔵、佐賀県立図書館寄託鍋島家文庫。

(8) 武雄鍋島家は、龍造寺隆信の三男家信が武雄周辺を領した後藤氏の養子となり、佐賀藩では同じ龍造寺一門である諫早・多久・須古とともに連判家老として藩政に携わつた。この四家は元禄二二年（一七〇〇）五月、「親類同格」の家格に位置づけられた。また家信の跡を継いだ茂綱が、鍋島姓を賜つた。

(9) 神代鍋島家は、鍋島直茂の兄信房が島原半島の佐賀藩神代領を領したことに始まる。嵩就のとき家老に任じられ、以後代々家老をつとめた。

(10) 文政六年「御日記草書」（武雄鍋島家文書K三九）。

(11) 「江戸御越日記」（佐賀県立佐賀城本丸歴史館所蔵神代鍋島家史料C三三九）。

(12) 「山城え申渡」（神代鍋島家史料Aえ六四一六）および「弥平左衛門え申渡」（神代鍋島家史料Aえ六四一五）。

- (13) 本稿では、佐賀で作成された日記を「日記（佐賀）」、神代作成分を「日記（神代）」と表記する。
- (14) 十左衛門は、文政五年に出府した鍋島大隅に代わり、当役に就いていた（文政五年「御日記草書」、武雄鍋島家文書K三八）。
- (15) 文政七年「日記（佐賀）」（長崎歴史文化博物館所蔵神代鍋島文書一九一三一〇四）。同年「御日記草書」（武雄鍋島家文書K四〇）によれば、この書状とほぼ同文のものが弥平左衛門から越後へ送られている。
- (16) 文政七年「日記（神代）」（神代鍋島文書一九一三一〇三）。
- (17) 文政七年「日記（佐賀）」。
- (18) 文政七年「御日記草書」。
- (19) 文政七年「御内外」の使い方は、たとえば安政六年（一八五九）の藩札仕法においてもみることができる。伊藤昭弘「幕末佐賀藩の銀札について」（佐賀大学地域学創出プロジェクト編『佐賀学II』岩田書院、二〇一四年。のち伊藤『藩財政再考』清文堂、二〇一四年に収録）。
- (20) 文政七年「日記（神代）」。
- (21) 「江戸御越日記」。以下江戸での山城らの行動については、断らない限り本史料に拠る。
- (22) 文政七年「御日記草書」。
- (23) 「当役受持中手控」（武雄鍋島家文書K八七）。四人が出府中、留守を預かった鍋島越後の記録。
- (24) 「当役受持中手控」（武雄鍋島家文書K八七）。四人が出府中、留守を預かった鍋島白石鍋島家文政八年「日記」（鍋島家文庫〇二二一四五）。
- (25) 白石鍋島家文政八年「日記」（鍋島家文庫〇二二一四五）。
- (26) この書状にかかる内容は、断らない限り文政八年「御日記草書」に拠る。
- (27) 佐賀藩政の中核で、当役のもと請役所相談人・同附役などが政務をとつた。
- (28) 「江戸より懸合之内密書取写（手書）」（鍋島家文庫九一二一）。
- (29) 文政七年「日新記」（諫早家文書九〇〇一〇七二〇一）。
- (30) 文政八年「日記（神代）」（神代鍋島家文書一九一三一〇五）。
- (31) 「江戸より懸合之内密書取写（手書）」。
- (32) 僕縫部（7）に「其儀十右衛門兮同様之筋承候ハ」とあり、齊直は自身の意向をまず納富に話し、納富から有田へ伝えられた可能性がある。
- (33) 「江戸御越日記」。
- (34) 久米『鍋島直正公伝』第一編、高野「財政危機の進行」。
- (35) 「納富十右衛門等切腹に關する書状（写）」（鍋島家文庫五八五一）。前稿参照。
- (36) 長崎警備は佐賀藩と福岡藩が一年交代で担当していたが、一藩加えて三藩で一年勤番・二年休番となるよう画策していたという。
- (37) この項については、特に断らない場合は文政九年「御日記草書」（武雄鍋島家文書K四二）に拠る。
- (38) 直堯の行動について理由はつきりしないが、越後・十左衛門および主水・但馬に近い立場を取っていたようだ。越後は山城・弥平左衛門へ意見書を送った翌日に、その写を直堯へ送っている。
- (39) 当役差次は、当役が病気だつたり江戸や長崎へ赴いたりした場合、その代理として置かれる例と、当役を補佐したり、政務負担を軽減させたりするために置かれることがある。このときは越後が高齢だったことが考慮され、豊前と美作が任命されていた。
- (40) 文政九年「日記（佐賀）」（神代鍋島文書一九一三一〇八）。
- (41) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (42) 「政雜」とは「政」（まつりごと）と「雜」（行政業務全般）を合わせた文言で、藩政全般を指している。政雜心遣の具体的な職務・権限は不明だが、山城の前任である鍋島讚岐は、さほど佐賀藩政に影響力を行使したようにはみえない。前稿でも述べたが、山城は文政八年三月に政雜心遣に就き、さらに同年六月、齊直は「政雜筋鍋嶋山城始重職中え令委任事候」と宣言した（「日記書抜」鍋島家文庫〇二二一八）。山城の藩政への影響力は、政雜心遣という肩書きより、齊直がわざわざ「鍋嶋山城始」と名指したことが大きかつたようだ。
- (43) 久米『鍋島直正公伝』第一編、高野「財政危機の進行」。
- (44) 「日記書抜」。
- (45) 文政九年「御日記草書」。
- (46) 文政九年「御日記草書」。
- (47) 「諸士系図」（鍋島家文庫二一一一）。
- (48) ここから山城・弥平左衛門の失脚までの経緯については、断らない限り文政九年「御日記草書」に拠る。
- (49) 齊直が隠居を宣言したさい、藩政を重臣中へ「委任」すると表明していた（前稿参照）。越後らは山城・弥平左衛門が、齊直より「委任」された藩政を混乱させて

いると考へた。

- (50) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (51) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (52) 「日記目録」（佐賀大学附属図書館所蔵小城鍋島文庫OCLC一三二）によれば、直堯は二七日夕刻に佐賀へ出向き、二九日に小城に戻っている。
- (53) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (54) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (55) 「蓑隠聞書考補」。
- (56) 文政九年「日記（佐賀）」。源右衛門の高祖父・李之助が牢人しており（李之助の子・源右衛門のとき帰参）、このとき白石鍋島家に身を寄せていた可能性がある。
- (57) 文政九年「日記（佐賀）」。
- (58) 「弥平左衛門え申渡」。
- (59) 「山城え申渡」。
- (60) 管見のかぎりでは、監物が「連名」にあてた書状としては文政九年五月二六日付のものがある。また山城・弥平左衛門が江戸の様子を探った件については、同年五月一四日付の書状で、鍋島宮門（源右衛門嫡子）に命じたことが確認できる（ともに「極密江戸贈答書附」鍋島家文庫三一一二、前稿でも指摘）。しかしこの場合、本文に記した傍線部（12）の解釈とは時系列が逆になる。筆者の解釈が誤っているか、傍線部（12）で書かれていることは、ここにあげた監物書状や宮門への命令を指していない可能性があるが、いずれにしろ江戸役人たちにたいしてふたりが疑惑を抱いたことが、処分理由のひとつとされていることは間違いない。
- (61) この調査結果報告は、郡目附・下目附が作成した「聞合覚」を多々良と伊東正（庄）次左衛門が（恐らく藩主）提出したものである。伊東は同家の系図によれば、文政八年目附に任命され、翌九年には大坂留守居に転じている（「系図」鍋島家文庫六二一）。
- (62) 文政九年「御日記草書」。
- (63) ただし橋本政宣氏の研究によれば、例えば薩摩藩島津家が、将軍代替わりのさい琉球国王が派遣した使節の江戸引率をつとめた場合に中将へ昇進するなど、独自に担う「家役」ともいうべき役目を果たした場合に昇進することがあった（橋本政宣「江戸幕府における武家官位の銓衡」橋本編『近世武家官位の研究』続群書

類従完成会、一九九九年）。斉直の父治茂は、享和元年（一八〇一）長崎警備精勤を理由に、少将に叙任されていた（伊藤昭弘『鍋島治茂の政治』海鳥社、二〇二三年）。佐賀藩の重臣中は、長崎警備をつとめることが、昇進につながると考えていた可能性がある。その場合、重臣中は斉直の希望と領国の成り立ちについて、妥協点を模索していたとも考えられよう。